

金沢美術学院 ONLINE オンライン受講約款

2026 年 9 月

合同会社金沢美術学院

第 1 条（適用・契約の成立）

本約款は、合同会社金沢美術学院（以下「学院」といいます。）が提供する「金沢美術学院 ONLINE」の受講契約に適用します。申込者が受講申込書を提出し、本約款、受講案内、契約条件その他学院が事前に提示する事項に同意したうえで、学院が申込みを承諾したときに契約が成立します。

未成年者については、原則として保護者を契約者とし、受講者本人と保護者の双方が本約款を遵守するものとします。

第 2 条（役務の内容）

学院は、契約書面に記載したコースに従い、美術大学等の入学試験準備を目的として、課題提示、制作途中の確認、完成作品の添削、オンライン講評、個別面談、受験相談、模試その他これらに付随する指導を提供します。

具体的な提供回数、提出期限、講評方法、面談回数その他の内容は、受講案内、契約書面、予定表その他学院が受講者へ通知する内容によります。

第 3 条（作品画像の提出・原画講評）

通常の商品添削は、受講者が学院の指定する方法で作品画像を提出することを基本とします。学院は、正面全体画像、部分画像、制作途中画像その他講評に必要な画像の提出を求めることがあります。

デッサンその他実物確認が有効な作品については、月 1 回程度を目安として、主要な完成作品 2 点から 4 点程度をまとめて学院へ郵送する原画講評を利用できます。原画郵送は毎回必須ではありません。ただし、学院が指導上必要と判断した場合、原画の提出をお願いすることがあります。

大型作品、立体作品、破損しやすい作品、特殊な画材を使用した作品その他通常の配送に適さない作品については、発送前に学院へ相談するものとします。学院は、作品の性質に応じ、写真又は動画等による講評へ変更することがあります。

第 4 条（原画の発送・返送・送料）

受講者から学院へ原画を送付する際の送料は、受講者の負担とします。受講者は、追跡可能な配送方法を利用し、作品が折損、擦過、水濡れ等を生じないように、作品の性質に応じた適切な梱包を行うものとします。

学院から受講者への通常の商品返送については、月 1 回までの返送料を受講料に含みます。月 2 回以上の返送を希望する場合、通常サイズを大きく超える作品、特殊梱包を要する作品その他通常の商品返送範囲を超える場合は、学院は事前に条件及び負担額を案内し、契約者の同意を得たうえで、追加の送料又は梱包費用の実費を請求することがあります。

学院は、受領した作品を善良な管理者の注意をもって取り扱います。受講者の梱包不備に起因する損傷、配送事業者の責めに帰すべき配送事故その他学院の責めに帰することができない事由による損害については、学院は法令上責任を負う場合を除き責任を負いません。配送事故が生じた場合は、配送事業者の補償制度等を踏まえて対応を協議します。

原画は講評後にまとめて返送します。学校、大学その他への提出期限がある作品は、受講者が十分な余裕をもって発送し、必要に応じて発送前に学院へ相談するものとします。

第 5 条（オンライン受講環境）

受講者は、インターネット接続、対応端末、カメラ、マイクその他オンライン受講に必要な環境を自己の費用と責任で用意します。学院は、合理的な必要がある場合、利用するオンライン会議、作品提出又は連絡のためのサービスを変更することがあります。

学院側のシステム障害その他学院の責めに帰すべき事情により予定した役務を提供できない場合は、振替、代替指導又は相当額の精算等、合理的な方法で対応します。受講者側の端末、通信環境又は設定等に起因する受講不能は、原則として受講料の減額又は返金の対象となりません。

第 6 条（提出・欠席・日程変更）

受講者は、学院が指定する方法及び期限に従って作品を提出します。受講者都合による提出遅延、ライブ講評又は面談の欠席について、原則として受講料の減額又は返金はありません。ただし、学院が認める場合は、アーカイブ、別日程、代替指導その他の方法を案内することがあります。

学院都合による休講又は日程変更が生じた場合は、可能な限り振替又は代替指導等を行います。

第 7 条（料金・支払）

契約者は、契約書面に記載された入会金、受講料、オプション料金その他の金額を、学院が指定する方法により支払います。原則として Stripe によるオンライン決済を利用し、月額受講料等は契約書面に記載した決済日に継続的に自動決済されます。

初回決済額、継続決済額、決済日その他の支払条件は契約書面に明示します。Stripe の決済処理手数料を契約者へ別途請求しません。ただし、カード会社等が契約者に課す分割払い、リボ払いその他の手数料は契約者の負担とします。

画材、用紙、制作材料、作品を学院へ送付する際の送料、端末及び通信費その他本約款又は契約書面で受講者負担と定める費用は、受講料に含まれません。

第 8 条（Stripe 決済情報・決済失敗・返金）

契約者は、学院から案内された Stripe の決済画面に、契約者又は契約者が承認した決済名義人の決済情報を入力します。カード番号、セキュリティコード等の完全なカード情報は Stripe 側で処理され、学院はこれらを直接取得又は保管しません。

登録された決済手段で決済が成立しない場合、Stripe による再試行又は学院から支払方法更新の案内を行うことがあります。相当期間支払が確認できない場合、学院は事前に契約者へ連絡したうえで役務提供を一時停止することがあります。

クーリング・オフ、中途解約、学院都合の精算その他により返金が生じる場合は、原則として Stripe を通じて元の決済手段へ返金します。Stripe による返金ができない場合は、学院と契約者が合意する方法により返金します。

カードの削除、利用停止、決済失敗その他 Stripe 上の操作のみでは、学院に対する退会又は中途解約の意思表示とは扱いません。

第 9 条（契約期間・コース変更）

契約期間は契約書面に記載します。コース変更、受講期間変更、追加オプションその他により料金又は役務内容が変わる場合は、学院が変更内容を事前に提示し、契約者との合意により変更します。

契約更新又は継続の取扱いには契約書面に定めます。法令又は契約書面に別段の定めがある場合を除き、契約者の明確な意思表示なく新たな有料契約を成立させることはありません。

第 10 条（クーリング・オフ）

契約者は、特定商取引に関する法律その他の法令によりクーリング・オフが認められる場合、法定の契約書面を受領した日又は法令に従い電磁的方法により提供された記録が到達した日から起算して 8 日以内に、書面又は電磁的記録により契約を解除できます。

学院は、クーリング・オフが適法に行われた場合、違約金、手数料その他の金銭を請求せず、既に受領した金銭を法令に従い速やかに返還します。電子メールによる通知は online@artschoollkanazawa.co.jp で受け付けます。

法令上クーリング・オフの適用対象とならない契約であっても、契約書面に本条と同等又はこれを上回る解除条件を明示した場合は、その契約条件に従います。

第 11 条（中途解約）

クーリング・オフ期間経過後も、契約者は将来に向かって中途解約を申し出ることができます。法令上、特定継続的役務提供に関する中途解約規制が適用される場合、学院が受領できる金額は法令上の上限を超えません。

学院は、受講者保護の観点から、該当する契約について、役務提供開始前は 11,000 円を上限とする契約締結及び履行のために通常要する費用、役務提供開始後は提供済み役務の対価に加え、20,000 円又は 1 か月分の受講料相当額のいずれか低い額を上限とする解約損料の範囲で精算し、これを超える前受金がある場合は返還します。ただし、法令によりこれより契約者に有利な取扱いが義務付けられる場合は、その法令を優先します。

中途解約の申出は、学院指定の退会フォーム、登録メールアドレスから online@artschoolkanazawa.co.jp 宛に送信する電子メールその他記録が残る方法で行うことができます。

第 12 条（教材・知的財産）

学院が作成又は提供する課題、文章、画像、動画、講評資料、教材、講評用書き込みその他の著作権その他の権利は、学院又は正当な権利者に帰属します。受講者は本人の学習目的に限り利用でき、学院又は権利者の許可なく複製、転載、配布、販売、公衆送信又は第三者共有をしてはいけません。

第 13 条（受講者作品・録画）

受講者が制作した作品の著作権は、原則として受講者に帰属します。学院が Web サイト、SNS、広告、合格実績その他広報目的で作品を公開利用する場合は、別途本人又は保護者の同意を得ます。

学院は、指導品質の向上、欠席者向けアーカイブその他受講運営上必要な範囲でグループ講評等を録画する場合があります。受講者は、他の受講者の作品、氏名、映像、音声、講評内容等を許可なく記録、公開又は共有してはいけません。

第 14 条（個人情報）

学院は、申込み及び指導に際して取得した氏名、連絡先、学校・志望校情報、提出作品、指導記録、決済に付随する情報その他の個人情報を、指導、進路相談、連絡、請求、契約管理、サービス改善その他学院のプライバシーポリシーに定める目的で利用します。法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく目的外利用又は第三者提供を行いません。

第 15 条（禁止行為・契約解除）

受講者は、他の受講者又は講師への迷惑行為、誹謗中傷、ハラスメント、不正アクセス、教材又は講評動画の無断共有、授業妨害、なりすましその他オンライン教室の適切な運営を著しく妨げる行為をしてはいけません。

重大な違反がある場合、学院は相当な注意又は是正要求を行ったうえで、契約を解除することがあります。ただし、緊急かつ重大な危険又は権利侵害がある場合は、この限りではありません。契約解除時の金銭精算は、法令及び本約款に従います。

第 16 条（責任・不可抗力・合格保証）

学院は、受講者の技能向上及び受験準備を支援しますが、特定の大学又は専攻への合格、成績、審査結果その他特定の成果を保証するものではありません。

天災、停電、広域通信障害、感染症、配送網の大規模な障害その他学院の合理的な支配を超える事情により役務提供が困難となった場合、学院は事情に応じて振替、代替指導、日程変更その他合理的な措置を講じます。

学院の債務不履行又は不法行為により受講者又は契約者に損害が生じた場合の責任については、消費者契約法その他の法令に従います。本約款は、学院の損害賠償責任を法令に反して全部免除し、又は学院の故意若しくは重大な過失による責任を不当に制限するものではありません。

第 17 条（通知）

学院からの重要な連絡は、契約者又は受講者が登録した電子メール、学院指定の連絡サービスその他契約時に案内した方法で行います。登録情報に変更がある場合は、契約者又は受講者は速やかに学院へ届け出るものとします。

第 18 条（協議・法令の優先）

本約款に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、契約者と学院が誠実に協議して解決します。特定商取引に関する法律、消費者契約法、民法その他の強行法規が本約款と異なる定めを置く場合は、当該法令を優先します。

制定：2026 年 9 月

合同会社金沢美術学院 代表社員 北本真隆